

2020年8月17日

関係各位

野村證券株式会社

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(持株会RS) のサービス提供開始について

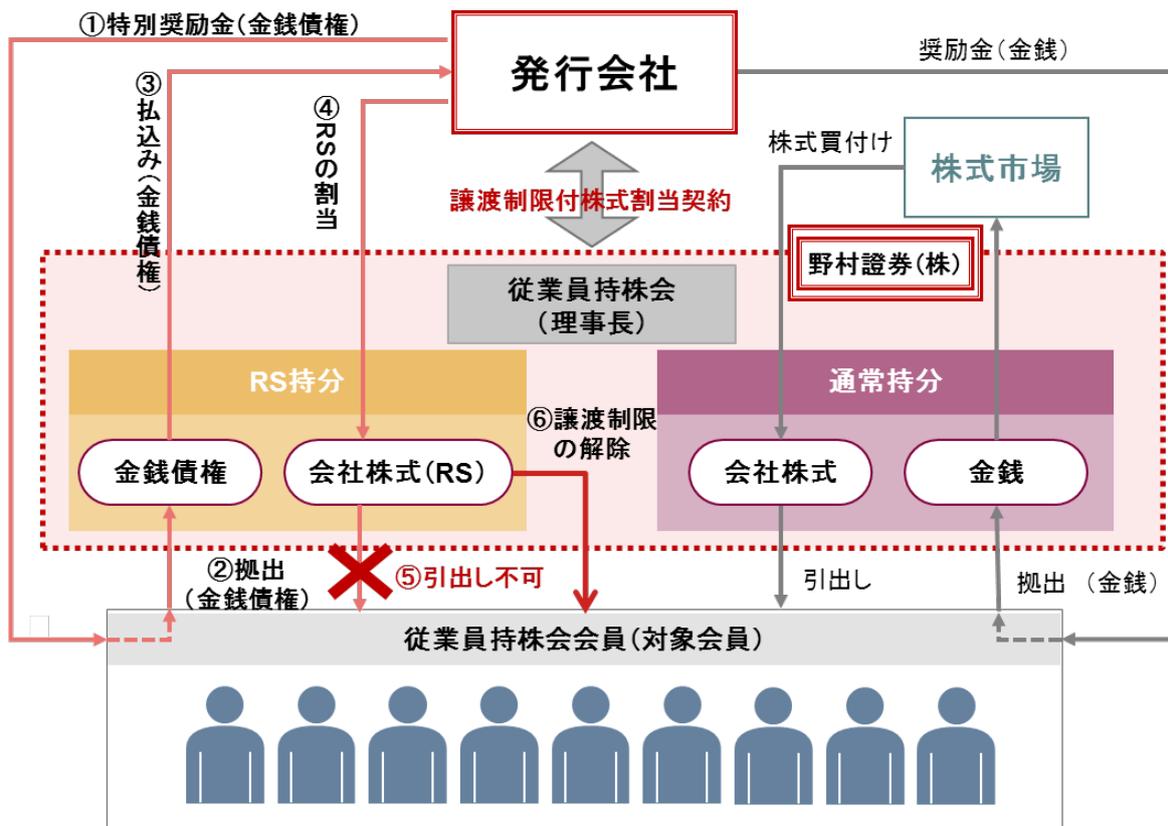
野村證券株式会社(代表取締役社長:森田敏夫、以下「当社」)は本日、従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度(以下「持株会RS」)の管理サービスの提供を開始しましたので、お知らせします。

譲渡制限付株式報酬制度は、発行会社が一定期間の譲渡制限が付された普通株式(以下「RS※」)を報酬として直接割り当てる制度であり、2016年度税制改正での導入以降、役員向け株式報酬制度として急速に普及しています。さらに、企業価値向上を目指した従業員向けのインセンティブ制度としての活用も増え、上場企業の約20%に当たる870社がRSを導入しています。

持株会RSは、従業員の財産形成の一助として長年活用されてきた従業員持株会を通じて、従業員に対してRSの取得機会を提供する制度であり、その仕組みの概要は以下のとおりです。

【持株会RSの仕組み】

1. 発行会社は、持株会RSに同意した従業員持株会会員(以下「対象会員」)に、特別奨励金として金銭債権を付与します。
2. 対象会員は、1.の金銭債権を従業員持株会へ拠出します。
3. 従業員持株会は、2.で拠出された金銭債権を取りまとめ、発行会社へ払い込みます。
4. 発行会社は、従業員持株会に対してRS(以下「本株式」)を割り当てます。
5. 本株式は、当社を通じて、従業員持株会のRS持分口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
6. 譲渡制限解除後は従業員持株会の通常持分と同様に本株式を引出すことができます。



当社は、お客様に新しいインセンティブ・プランを提供することで、自社株式を通じた従業員の資産形成を支援するとともに、幅広い従業員が一般株主とより一層の価値共有を行うことによる、企業価値の持続的な向上を支援していきます。

※ Restricted Stock(リストラクテッド・ストック)の略

以上